

# 平成25年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: 水辺再生課

担当名: 管理担当

内線: 5134

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B108	放置船舶対策費			一般会計	土木費	河川費	河川総務費	放置船舶対策費		
事業期間	平成15年度～	根拠法令	河川法 埼玉県船舶の放置防止に関する条例	戦略項目			分野施策 010503 治水・治山対策の推進			
<p>1 事業の概要</p> <p>平成7年度及び平成8年度に新芝川において行政代執行を実施し、平成20年度には埼玉県船舶の放置防止に関する条例に基づく撤去を行い、放置船舶を一掃した。良好な河川環境を確保するためには、船舶の放置の再発を防ぐ必要がある。</p> <p>そこで、船舶の常時監視を実施するとともに、船舶の放置の再発時には速やかに撤去等の対応を行う。</p> <p>放置船舶対策費 1,851千円</p> <p>(1) 放置船舶がなかったことによる減額補正 監視、調査費 6千円</p> <p>(2) 放置船舶等がなかったことによる減額補正 放置船舶等処理費 1,845千円</p>				<p>5 事業説明</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 監視、調査費 新芝川における係留状況を常時監視するための監視カメラの運営。 一時係留している船舶の所有者の調査。</p> <p>イ 放置船舶等処理費 船舶の放置が再発した場合に、放置船舶を適正に処理する。</p> <p>(2) 事業計画 これまでの監視体制の強化により、平成21年度以降の条例指定区域における放置船舶数は0の状況である。今後も新たな放置船舶が発生しないように監視カメラ等によるしっかりとした監視を続けていく。 また、放置船舶が発見された際は速やかに撤去することで、更なる放置船舶が増えないように対応していく。</p> <p>(3) 事業効果 監視カメラ等によるしっかりとした監視を行い、船舶の放置の再発時には迅速な対応を行うことにより、条例指定区域における放置船舶はない。 新芝川における放置船舶数 0隻</p> <p>(4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況</p> <p>(5) 補正予算の概要</p> <p>ア 一時係留している船舶がなかったことによる減額補正</p> <p>イ 移動対象となる放置船舶等がなかったことによる減額補正</p>						
<p>2 事業主体及び負担区分</p> <p>県(県 10/10)</p>										
<p>3 地方財政措置の状況</p> <p>なし</p>										
<p>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員</p> <p>(1) 事業に係る人件費 9,500千円×0.1人=950千円</p> <p>(2) 組織の新設、改廃及び増員 なし</p>										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	補正後の 予算額
決定額	1,851	諸収入	684					1,167	70	
現計額	1,921	諸収入	684					1,237		